

「浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン」 の制定について

1 ガイドラインの趣旨

再エネ発電事業の事業認可については、国の法令に基づき決定されるもので、自治体の条例等で規制しても事業計画を止めることは難しい現状がある。

しかしながら、法令に定めのない部分を補完し、自治体独自の取決めに定めると、より一層の安全安心な開発行為や管理運営を促すこと、地域貢献、地元との協定書の締結を求めることなどは可能である。

このような浜田市の考え方や判断基準を市民や事業者に早急に示し、太陽光発電事業と地域との調和を図るためにガイドラインを制定する。(R8.7.1 施行)

その後、地域と調和した再エネ発電事業を実現するための条例化を目指す。

<参考> メガソーラー発電事業の手続き

(1) 発電事業（事業認可）

電気事業法・再エネ特措法 ⇒ 住民説明会 ⇒ 経済産業省への届出・認可

(2) 開発行為（施設工事）

農地法・森林法・盛土規制法等 ⇒ 申請・審査 ⇒ 各許認可権者（県・市）

(3) 環境アセスメント（環境影響）

影響調査⇒ 住民意見・市長意見⇒ 県知事意見⇒ 環境大臣意見⇒ 経産大臣

↑
市のガイドライン

2 ガイドラインの主な内容

- (1) 適正な施設整備・管理運営、地域の安全安心と不安解消
- (2) 地元への貢献、地域経済への裨益、エネルギーの地産地消
- (3) 市への事前協議
- (4) 地域住民や配慮施設に事前説明
- (5) 地域住民と協定書の締結
- (6) 抑制区域の設定
- (7) 施設名称に親会社名を冠する、連絡先の看板設置
- (8) 事業変更・終了・譲渡時などの事前説明
- (9) 廃棄費用の計画的な確保
- (10) 市への適合申請（審査・通知）、審査基準 26 項目
- (11) 市からの助言・提案、現地調査
- (12) 審査結果の公表、国・県への報告

3 浜田市の特色ある規定

- (1) 第2条第2項：蓄電所を加えた。(大型案件が複数予想される)
- (2) 第2条第6項：事業規模を分け地域住民の範囲を細分化。(中規模を50kW以上2,000kW未満で300mとし、大規模を特別高圧2,000kW以上環境アセス規模未満で600mとした。)
- (3) 第3条：適用範囲を電力出力10kW以上としたが、適用除外を屋根置き型・営農型太陽光、系統接続しない蓄電池、公共事業とした。
- (4) 第5、6条：事業者の責務に地元貢献を加え、土地所有者の責務に事業者と同等の責務を明示した。
- (5) 第7条：抑制区域に地域性を加えた。(弥栄町の保護林、市文化財区域、市景観計画重点地区、西中国山地国定公園、浜田海岸県立自然公園、三隅海岸自然環境保全地域、棚田百選、上水道の水源に係る取水地点から1km周辺域)
- (6) 第10条：要配慮施設への説明(学校、福祉施設、病院、境内建物)
- (7) 第11、12、13条：地元への貢献、地域経済の循環、エネルギーの地産地消に資する事業内容とした。
- (8) 第14条：地域住民等との協定書の締結を求めた。
- (9) 第15条：施設名に親会社名を日本語で入れる。(資本支配関係にある会社名)
- (10) 第17条：50kW以上事業の定期報告を求めた。(維持管理・運営・積立状況)
- (11) 第18、19条：地位の継承や事業終了のときは、6月以上前に住民と市長に説明する。
- (12) 第22条：市長に適合申請書を提出する。(適合基準26項目の審査)
- (13) 別表：26項目(森林3,000㎡以上伐採しない、雨水流出係数は1以上で想定、住宅から50m離隔、騒音40dB・振動55dB以下、低周波電磁波200マイクロテスラ以下、連絡先明記した看板設置など)で厳しい適合基準を設けた。
- (14) 第22、25条：適合審査結果を公表し、国・県に報告することができる。
- (15) 第22条、附則：環境アセスで市長意見が求められたときは適合申請を求める。

4 条例化へのスケジュール (R8～R9)

内 容 \ 月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
議 会			意見聴取	→				意見聴取	→			議会提案
住 民		意見聴取	→			パブコメ	→					
審議会、本部会				幹事会	本部会			環境審議会		幹事会	本部会	
庁内調整		法令協議			法令協議				法令協議	法令審査会	→	
課内作業	素案作成			草案作成			パブコメ回答	原案作成		条例案	施行規則	手引書

浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン

(目的)

第 1 条 このガイドラインは、浜田市の地球温暖化対策の推進、エネルギーの地産地消及び地域経済の循環を図るとともに、本市における太陽光発電事業や蓄電所運用事業に関し、国や島根県の各種法令や環境指針などに定めるもののほか、その事業を行う者が自然環境の保全や地域住民の安心安全に対して配慮すべき内容や調整すべき項目の目安を定めることにより、事業を行う者による適正な施設整備及び管理運営を促し地域との調和を図ることを目的とします。

(定義)

第 2 条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 太陽光発電事業 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号) 第 2 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち太陽光をエネルギー源とする発電設備を設置し発電する事業
- (2) 蓄電所運用事業 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通商産業省令第 52 号) 第 1 条第 19 号に規定する電力貯蔵装置を用いて電力系統に接続し電力の貯蔵や供給を行う事業
- (3) 事業者 太陽光発電設備又は蓄電所を設置する者、その設備を管理運営して事業を行う者、及びこれらの者との契約により事業の施工を請け負う全ての者
- (4) 事業区域 事業の用に供する一団の土地(事業に附属する管理施設等の敷地を含む。)の区域
- (5) 土地所有者等 土地所有者、占有者及び管理者
- (6) 地域住民等 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)を根拠とする「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」(以下「説明会ガイドライン」という。)に基づき設定した次に掲げる者

ア 次に掲げる事業規模の区分に応じ、事業区域の土地境界線からの水平距離が当該各号に定める範囲内の区域(以下「近隣区域」という。)に存する土地若しくは建物の所有者、占有者又は管理者

- (ア) 小規模 事業による発電出力 50 kW未満の太陽光発電設備又は蓄電所については 100m
- (イ) 中規模 事業による高圧電力である発電出力 50 kW以上 2,000 kW未満(次号に定める事業に該当するものを除く。)の太陽光発電設備又は蓄電所については 300m
- (ウ) 大規模 事業による特別高圧電力である発電出力 2,000 kW以上(次号に定める事業に該当するものを除く。)の太陽光発電設備又は蓄電所については 600m
- (エ) 環境アセス規模 事業による発電のうち環境影響評価法(平成 9 年法律第

81号) (以下「環境アセス」という。) 第2条第2項及び第3項に規定する事業並びに島根県環境影響評価条例(平成11年条例第34号) (以下「県環境アセス」という。) 第2条第2項に該当する太陽光発電設備については1km以内隣区域をその区域に含む町内会・自治会の区域に居住する者
ウ ア及びイに掲げるもののほか、事業の実施に伴い生活環境に多大な影響を受けると市長が認める者

(適用範囲)

第3条 このガイドラインは、電力出力の合計(事業者及び当該事業者と実質的に同一と認められる事業者が複数の事業区域に発電・蓄電施設(以下「事業施設」という。)を設置する場合及び実質的に一体と認められる事業区域に複数の事業施設を設置する場合は、これらの事業施設の出力の合計(以下「総発電出力」という。))が10kW以上の発電設備若しくは蓄電所の新設、増設又は設備更新について適用します。ただし、次に掲げる場合を除きます。

- (1) 建築物及び営農地へ設置する太陽光発電事業
- (2) 電力系統に接続しない蓄電池事業
- (3) 国及び地方公共団体が行う事業

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、このガイドラインの適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとします。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令及びこのガイドライン並びに環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」、経済産業省の「電気設備に関する技術基準を定める省令」、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」、「廃棄等費用積立ガイドライン」を遵守するとともに、自然環境、生活環境、景観その他の地域環境に十分配慮し、災害発生を抑制し、地域住民等との良好な関係の保持に努めてください。

2 事業者は、前項に定めるほか、地域住民等への地元貢献及び本市の地域経済循環への寄与並びにエネルギーの地産地消に努めてください。

(土地所有者等の責務)

第6条 事業区域の土地所有者等は、適正な土地の管理に努め、事業者の開発行為に係る土地所有者責任を自覚し、事業者とともに事業終了後の原状回復に努めてください。

(抑制区域)

第7条 市長は、特に配慮が必要と認められる次に掲げる区域を、事業の実施を抑制す

べき区域（以下「抑制区域」という。）として指定することができます。

- (1) 保安林及び保護林の区域（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）及び保護林設定管理要領（平成 27 年林野庁長官通知第 49 号）で指定された森林）
 - (2) 砂防指定地（砂防法（明治 30 年法律第 29 号）で指定された土地）
 - (3) 地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）で指定された区域）
 - (4) 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）により指定された区域）
 - (5) 土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）で指定された区域）
 - (6) 河川区域、河川保全区域及び河川予定地（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）で指定された区域）
 - (7) 国や県、市が指定する文化財の存する区域（文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、島根県文化財保護条例（昭和 30 年条例第 6 号）及び浜田市文化財保護条例（平成 17 年条例第 114 号）で指定された文化財が存する区域）
 - (8) 景観計画重点地区（浜田市景観条例（平成 28 年条例第 47 号）で指定された区域）
 - (9) 市内にある国や県が指定する自然公園及び日本の棚田百選の区域（西中国山地国立公園、浜田海岸県立自然公園、三隅海岸自然環境保全地域、三隅町室谷の棚田、旭町都川の棚田）
 - (10) 上水道の水源に係る取水地点（島根県知事に提出した浜田市上水道事業認可書に記載した取水地点）から 1 km 周辺域
 - (11) その他市長が特別に適当でないと認めた区域
- 2 事業者は、事業計画を検討する際、事業区域に抑制区域を含まないように努めてください。
 - 3 事業者は、事業区域の全部又は一部に抑制区域を含めようとするときは、次条第 1 項に規定する協議を行う前に当該抑制区域を所管する関係機関と必要な協議を行い許可、認可その他これらに類する処分（以下「許認可等」という。）を得ることができます。
 - 4 市長は、前項で事業者が許認可等を得られる場合は、その区域を抑制区域から除外することができます。

（事前協議）

第 8 条 事業者は、第 22 条第 1 項の規定による適合申請書を提出する前に、事業の概要を示した計画書（以下「事業計画書」という。）を用いて市長と協議してください。

- 2 事業者は、事業計画書に次に掲げる書類を添えて協議してください。
 - (1) 事業者の概要（会社概要、事業実績、資本関係等）
 - (2) 事業施設の概要（仕様、規模、運用計画、整備スケジュール等）
 - (3) 事業区域の位置図（施設配置図等）
 - (4) 近隣区域の範囲が分かる図面
 - (5) 現況写真と事業運用開始予想図（モニタージュを含む）

- (6) 維持管理に係る計画書（緊急対応体制を含む）
 - (7) 資金計画書（撤去費用積立計画書を含む）
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し必要な提案又は助言することができます。

（地域住民等への説明）

- 第 9 条 事業者は、第 22 条第 1 項の規定による適合申請書を提出する前に、「説明会ガイドライン」に従い地域住民等に対し事業計画に関する説明会を実施し、その結果を市長に報告してください。ただし、発電出力が 10 kW 以上 50 kW 未満でありかつ第 7 条の抑制区域に該当しない場合で、事業区域から 100m 以内の自治会長が説明会を実施する必要がないと認めたときは、文書の交付その他の方法による周知をもって説明会の実施に代えることができます。
- 2 事業者は、前項の規定による説明会又は文書の交付その他の方法による周知（以下「説明会等」という。）の実施における地域住民等からの質問に対しては誠実に回答するとともに、事業計画に対する理解を得ることに努めてください。
- 3 事業者は、質問等が特に多い場合や後日に回答をする場合など必要があるときは、再度説明会を開催して、質問回答書を作成し配布するとともに、その内容を口頭で説明する方法により直接回答してください。また、地域住民等から再度説明を求められたときは、地域住民等との間で再度の話し合いの機会を設けてください。

（要配慮施設への説明）

- 第 10 条 事業者は、近隣区域に次に掲げる施設（以下「要配慮施設」という。）があるときは、第 22 条第 1 項の規定による適合申請書を提出する前に、要配慮施設を管理する者に対して説明を行い、その結果を市長に報告してください。
- (1) 学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）で規定する学校）
 - (2) 児童福祉施設及び障害児通所支援事業を行う事業所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）で規定する施設）
 - (3) 障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う事業所及び地域活動支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）で規定する施設）
 - (4) 病院、診療所及び助産所（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）で規定する施設）
 - (5) 老人福祉施設（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）で規定する施設）
 - (6) 介護老人保健施設及び介護医療院（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）で規定する施設）
 - (7) 境内建物（宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）で規定する施設）
- 2 事業者は、説明の実施における要配慮施設を管理する者からの質問に対しては誠実に回答するとともに、事業に対する理解を得ることに努めてください。

(地元貢献)

第 11 条 事業者は、本市で実施する事業による事業収益の一部を事業期間中に継続的に還元するなど、地域住民等や地元自治会等に裨益する地元貢献策を検討し、実効性のある事業計画にしてください。

(地域経済の循環)

第 12 条 事業者は、本市で実施する事業により、地元雇用、事務所設置、地元事業者の活用など、本市の地域経済の循環に寄与する仕組みを検討し、実効性のある事業計画にしてください。

(エネルギーの地産地消)

第 13 条 事業者は、本市で実施する事業により確保した電気の一部を市民及び市内の電力需要家が消費・活用できるようにするなど、電気の地産地消に寄与する仕組みを検討し、実効性のある事業計画にしてください。

(協定の締結)

第 14 条 事業者は、地域住民等と生活環境の保全に関する内容及び地元貢献策についての協定を締結するよう努めてください。

- 2 市長は、前項の協定の締結において、その内容について事業者並びに地域住民等に対し必要な助言をすることができます。
- 3 事業者は、第 1 項の協定を締結したときは、当該協定書の写しを市長に提出してください。

(施設名称)

第 15 条 事業者は、当市における事業施設の名称を定めるときは、資本又は実質的に支配関係にある親会社等の名称を入れ、事業者自体を特定できる名称を日本語表記で付してください。

(維持管理)

第 16 条 事業者が事業施設を維持管理するときは、災害の防止及び自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全に支障が生じないよう、事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持管理してください。

- 2 事業者は、事故又は災害により事業区域の周辺地域において自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全に支障が生じたとき、又は支障が生じるおそれがあるときは、直ちに状況の確認及び被害の発生防止又は拡大防止のために必要な措置を行い、速やかに市長に報告するとともに、地域住民等に説明してください。
- 3 事業者は、事業を終了するまでの間、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、事業施設の維持管理及び解体、その解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処

理に要する費用を確保してください。

- 4 事業者は、事業施設の事故又は災害に対する措置に充てる費用について、損害保険に加入してください。
- 5 事業者は、事業施設の常時監視のための体制及び異常発生時の緊急対応のための体制を構築してください。
- 6 事業者は、苦情若しくは紛争が生じたとき、又は事故や災害等が発生したときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決するとともに、再発防止のための措置を講じてください。

(定期報告)

第 17 条 事業者は、事業施設（発電出力 50 kW未満を除く。）の設置が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項を市長に報告してください。

- (1) 前年度の事業区域及び事業施設の維持管理状況
 - (2) 前年度の事業に係る運営状況
 - (3) 前条第 3 項に規定する費用の確保状況
- 2 前項の規定による報告は、事業が終了した後、事業施設の撤去及び廃棄が完了するまで行ってください。

(地位の継承)

第 18 条 事業者が本市における事業の全部を譲渡するなど事業支配親会社が変わった時、又は事業者について相続、合併若しくは分割（当該事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、当該事業の全部を譲り受けた支配親会社又は相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人（この条において「譲受者等」という。）は、事業者の地位を承継するものとします。

- 2 事業者は、事業の全部を譲渡し、又は合併若しくは分割によりその地位を承継させようとするときは、その地位を承継させる 6 月以上前に、市長に届け出てください。
- 3 事業の相続人は、相続によりその地位を承継した日から 14 日以内に、市長に報告してください。
- 4 譲受者等となる者（相続によりその地位を承継する者を除く。以下同じ。）は、第 2 項の規定による事業者の届出後、譲受者等となる前に、地域住民等に対し地位の承継に関する説明会等を実施し、その結果を市長に報告してください。
- 5 譲受者等となる者は、近隣区域に要配慮施設があるときは、譲受者等となる前に、要配慮施設の管理者に対し地位の承継に関する説明を行い、その結果を市長に報告してください。
- 6 譲受者等となる者は、前 2 項の説明会等の実施における地域住民等又は要配慮施設の管理者からの質問に対しては誠実に回答するとともに、事業者の地位を承継する事業に関する理解を得ることに努めてください。

- 7 譲受者等は、事業者が第 14 条の規定による協定を締結していた場合は、当該協定の効力を承継するものとし、譲受者等の名で改めて協定を締結してください。

(事業の終了)

第 19 条 事業者は、事業を終了し、事業施設を撤去しようとするときは、事業を終了する 6 月以上前に、市長に届け出てください。

- 2 事業者が前項の届出をするときは、第 16 条第 3 項に規定する費用の積立状況の報告及び事業施設の撤去・廃棄に係る計画書を併せて提出してください。

- 3 事業者は、第 1 項の届出後、事業を終了する前に、地域住民等に事業の終了に関する説明会等を実施し、その結果を市長に報告してください。

- 4 事業者は、事業を終了したときは、事業区域の原状回復に努め、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令に基づき適切に処理するとともに、事業施設の撤去・廃棄及び原状回復が完了したときは、速やかにその旨を市長に報告してください。

- 5 市長は、前項の規定による報告があったときは、市長が指定する職員に現地確認を行わせます。

(立入調査)

第 20 条 市長は、このガイドラインの施行に必要があると認めるときは、市長が指定する職員に事業者の事業所若しくは事業区域に立ち入り、その業務の状況若しくは事業施設、その他の区域を調査させ、又は関係者に質問させることができます。ただし、事業区域に立ち入る場合は事業者又は所有者の許可を得ることとします。

(提案及び助言)

第 21 条 市長は、このガイドラインの施行に必要があると認めるときは、関係者に対し必要な措置を講ずるよう提案又は助言することができます。

(事業計画の適合申請)

第 22 条 事業者は、事業計画がこのガイドラインに適合していることを示すため、浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン適合申請書（様式第 1 号、以下「申請書」という。）を第 8 条の事前協議後で着工日の概ね 6 月前の日以前までに市長に提出してください。ただし、環境アセス規模の事業の場合は、計画段階環境配慮書の縦覧の終了日までに市長に提出してください。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、その適否を浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン適合通知書（様式第 2 号、以下「通知書」という。）により相手方に通知するとともに、その旨を公表することができます。

- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る事業計画の内容が別表の事業規模別の適合を求める項目と照合し、その全ての項目に適合した場合に限

り適合すると認めます。

- 4 環境アセス規模の事業について県知事から市長意見が求められたときは、通知書の内容を県知事に提出する市長意見の参考にします。

(事業計画の変更)

第 23 条 事業者は、前条の申請書を提出した後に事業計画の内容を変更するときは、市長と協議するとともに市長が必要と認めたときは、申請書を再度提出してください。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を再度審査し、その適否を通知書により相手方に通知します。

(適合通知書の変更・取消)

第 24 条 市長は、次のいずれかに該当するときは、通知書の内容を変更あるいは取り消すことができます。

- (1) 申請書の内容に偽りや誤りがあったとき及び第 22 条第 3 項の規定による判断に誤りがあったとき。
- (2) 申請書を提出した後に事業計画を変更し、その内容を市長に協議しなかったとき。

(関係機関への報告)

第 25 条 市長は、第 22 条第 2 項の規定による通知を行ったときは、当該通知の事実及び内容を国及び島根県へ報告することができます。

(その他)

第 26 条 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めます。

附則

(施行期日)

- 1 このガイドラインは、令和 8 年 7 月 1 日から施行します。

(経過措置)

- 2 このガイドラインは、施行の日以後に初回の説明会等が行われる施設の新設、増設又は設備更新に係る事業について適用します。
- 3 このガイドラインの施行の日前に初回の説明会等を終えた事業については、事業者が任意で申請書を提出することができます。
- 4 過去に申請書を提出していない事業について県知事から環境アセスメントに係る市長意見を求められたときは、事業者に申請書の提出を求めます。

浜田市長 様

申請者 住所

氏名（代表者）

⑨

浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン適合申請書

浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン第 22 条に基づき、下記事業について適合申請します。

なお、ガイドライン第 22 項第 2 項の規定により、その通知内容を公表することがあることに同意します。

記

1	事業の名称	
2	事業者	
3	親会社又は主な株主	
4	事業着工予定日	
5	事業内容と規模	
6	事業区域面積	
7	担当部署	
8	担当者氏名	
9	連絡先	Tel E-mail
10	関係書類	1 事業者の概要（会社概要、事業実績、資本関係等） 2 事業施設の概要（目的、仕様、規模、運用計画、整備スケジュール等） 3 事業区域の位置図（施設配置図等） 4 近隣区域の範囲が分かる図面 5 現況写真と事業運用開始予想図（モンタージュを含む） 6 維持管理に係る計画書（緊急対応体制を含む） 7 資金計画（撤去費用積立計画書を含む） 8 住民説明会資料（要配慮施設を含む説明会資料、議事録） 9 その他市長が必要と認める書類

（裏面あり）

【記入の仕方】下記表の各適合項目に適合する場合は、申請する事業規模に応じて表の
□欄に☑をしてください。

浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン第 22 条の適合基準

適合を求める項目と内容		適用事業規模			
1. 基本的事項について		小規模	中規模	大規模	アセス規模
(1)	抑制区域	☐	☐	☐	☐
(2)	住民説明	☐	☐	☐	☐
(3)	配慮施設	☐	☐	☐	☐
(4)	特措法等	☐	☐	☐	☐
(5)	暴対法	☐	☐	☐	☐
2. 防災安全対策について		小規模	中規模	大規模	アセス規模
(6)	施設材料	☐	☐	☐	☐
(7)	異常気象		☐	☐	☐
(8)	形質変更		☐	☐	☐
(9)	緊急体制		☐	☐	☐
3. 自然環境との共生について		小規模	中規模	大規模	アセス規模
(10)	景観・光害	☐	☐	☐	☐
(11)	森林・植物		☐	☐	☐
(12)	生態系		☐	☐	☐
(13)	水質・排水		☐	☐	☐
4. 生活環境の保全について		小規模	中規模	大規模	アセス規模
(14)	敷地管理	☐	☐	☐	☐
(15)	廃棄物	☐	☐	☐	☐
(16)	騒音・振動		☐	☐	☐
(17)	低周波電磁波		☐	☐	☐
5. 事業の管理運営について		小規模	中規模	大規模	アセス規模
(18)	事業名称	☐	☐	☐	☐
(19)	親会社	☐	☐	☐	☐
(20)	表示と連絡先	☐	☐	☐	☐
(21)	事業変更		☐	☐	☐
(22)	積立金		☐	☐	☐
(23)	事業承継		☐	☐	☐
6. 地域への裨益について		小規模	中規模	大規模	アセス規模
(24)	地域住民等への貢献		☐	☐	☐
(25)	地域経済への裨益			☐	☐
(26)	エネルギーの地産地消				☐

(注意) 適合する場合は、そのことを証する資料を各々添付してください。

様式第 2 号

環 第 号
令和 年 月 日

申請者 様

浜田市長 三 浦 大 紀
(環 境 課)

浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン適合通知書

年 月 日付けで申請がありました浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン適合申請書の内容を精査した結果、ガイドライン第 22 条第 2 項の規定により下記のとおり通知します。

記

標記申請のあった事業計画については、全ての適合項目と照合した結果、浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドラインに適合していることを通知します。

又は、

標記申請のあった事業計画については、全ての適合項目と照合した結果、浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドラインには不適合であることを通知します。

その他附帯意見

浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン第22条の適合基準

			適用事業規模			
1. 基本的事項について			小規模	中規模	大規模	アセス規模
(1)	抑制区域	事業区域に抑制区域が含まれていない。 又は、抑制区域を含むときに該当する許認可権限者との協議が済んでいる。	○	○	○	○
(2)	住民説明	地域住民等への説明会等が終了した。	○	○	○	○
(3)	配慮施設	要配慮施設を管理する者への説明会等が終了した。	○	○	○	○
(4)	特措法等	「電気事業法（昭和39年法律第170号）」及び「再生可能エネルギー電気の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」に定められた基準を満たしている。	○	○	○	○
(5)	暴対法	事業者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に定める暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する者でない。	○	○	○	○
2. 防災安全対策について			小規模	中規模	大規模	アセス規模
(6)	施設材料	事業施設を構成する材料の成分（鉛、カドミウム、ヒ素、セレン等）や破損時の成分流出について、国の基準を満たした安全対策がなされている。	○	○	○	○
(7)	異常気象	昨今の異常気象を考慮に入れた事業施設の耐久性や安全性について、国の基準以上の十分な検証と安全対策がなされている。		○	○	○
(8)	形質変更	「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）」に基づき、土地所有者責任を理解した上で、異常気象時への対応や地質も考慮した安全対策がなされている。		○	○	○
(9)	緊急体制	突然の事故や災害が発生したときに、即時に現場に行くことが可能で緊急対応する職員を確保し、親会社を含め責任をもって復旧対応できる体制となっている。		○	○	○
3. 自然環境との共生について			小規模	中規模	大規模	アセス規模
(10)	景観・光害	事業施設の周辺に対しては、太陽光の反射を防ぐ植樹等の目隠しを施すと共に、周辺環境と調和するような外観や色彩にする計画となっている。	○	○	○	○
(11)	森林・植物	希少植物や保護林等の生息域を避けると共に、森林を3,000㎡（都市計画区域で非線引き区域の開発行為申請面積）以上を伐採しない計画となっている。		○	○	○
(12)	生態系	絶滅危惧種とされた動物や鳥類、爬虫類の生息域を避ける計画となっている。		○	○	○
(13)	水質・排水	雨水流出量の算出に用いる流出係数を1.0とし、豪雨時にも対応できる排水施設、調整池、沈砂池等を設けると共に、濁水や水質悪化に対しても十分に配慮された計画となっている。		○	○	○
4. 生活環境の保全について			小規模	中規模	大規模	アセス規模
(14)	敷地管理	事業区域及びその周辺地においては、資材や廃棄物、雑草等の適正な管理及び周辺の自然環境の保全に努める計画となっている。	○	○	○	○
(15)	廃棄物	開発工事、事業活動及び事業終了において排出される廃棄物等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき適正に処理する計画となっている。	○	○	○	○
(16)	騒音・振動	事業施設は住宅から50m以上離隔すると共に、一番近い住宅で測定される騒音を40dB以下、振動を55dB以下となる計画になっている。（騒音規制法、振動規制法より）		○	○	○
(17)	低周波電磁波	事業施設から出る低周波電磁波は、「電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年省令第52号）」第27条の2で示す基準（200マイクロテスラ）以下である計画となっている。		○	○	○
5. 事業の管理運営について			小規模	中規模	大規模	アセス規模
(18)	事業名称	名称については、事業開発を行う親会社の名称を付し、最終的な責任者が分かる名称となっている。（資本に基いた関係性が理解できる名称）	○	○	○	○
(19)	親会社	親会社が変わるときは、遅滞なく関係者に報告すると共に、最終的な責任関係が分かるよう事業名称の変更を求める計画となっている。	○	○	○	○
(20)	表示と連絡先	事業区域への出入り口には、事業概要を記載した看板を設置すると共に、連絡先を明示し苦情等の対応に誠実に対応する体制が整っている。	○	○	○	○
(21)	事業変更	事業内容を変更するとき、遅滞なく関係者に報告すると共に、既存の協定や地元貢献内容等を維持していくことを約する計画となっている。		○	○	○
(22)	積立金	事業を終了し施設等を撤去するときや会社の倒産等により事業継続が出来ないときに原状回復するために、事業資金とは別に相当額の資金を積み立てる計画となっている。		○	○	○
(23)	事業承継	事業を別の者に相続、譲渡、売却、移管等をする場合、遅滞なく関係者に報告すると共に、既存の協定や地元貢献内容等を維持していくことを約する計画となっている。		○	○	○
6. 地域への裨益について			小規模	中規模	大規模	アセス規模
(24)	地域住民等への貢献	地域住民等の住民活動や日常生活に対して具体的に貢献できる内容を盛り込んだ協定について、地域住民等と締結する計画となっている。		○	○	○
(25)	地域経済への裨益	浜田市地域の経済にとって、地元雇用、事務所設置、地元事業者の活用などの地元経済への波及効果が期待できる計画となっている。			○	○
(26)	エネルギーの地産地消	事業所で発電あるいは使用する電気が、地元でも消費・活用できるようなエネルギーの地産地消となるような計画となっている。				○